

ご 通 知

2014年12月19日

「しのだづま考」応援団の代表及び呼びかけ人の皆様

代 表 永 六 輔 殿

呼びかけ人 大谷 昭宏 殿

鎌田 慧 殿

金城 実 殿

辛 淑玉 殿

角 敏秀 殿

中山 千夏 殿

ふじた あさや 殿

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目6番4号 堂島野村ビル601号室

伊賀総合法律事務所

有馬勇氏事件弁護団主任弁護士 伊 賀 興 一

拝啓

当職は、有馬勇氏を支援する弁護団で主任を務める弁護士として、「しのだづま考」応援団の代表及び呼びかけ人である貴殿らに対し、本書面を差し出します。

さて、有馬勇氏は、中西和久氏から、1998年頃に演劇「しのだづま考」に関し差別発言をしたと名指しされ、いわれなき非難を受けています。

この件では、すでに当職を差出人とする申し入れ書（2014年7月4日付）を中西和久氏に発送し、有馬勇氏が差別発言をした事実は存しないこと、差別発言があったと決め付ける言動が有馬勇氏の名誉や人格を傷つけること、全国演劇鑑賞団体連絡会議の業務を妨害する事態となっていることをお伝えし、厳重に抗議する旨を通告しました。本日に至るも、中西氏からは何らの回答がなされていないこと、極めて遺憾に思っています。

また、有馬勇氏本人を差出人とする当職気付の申し入れ書（2014年9月1日付）を貴殿らに発送し、中西和久氏が指摘するような差別発言は存しないこと、応援団の行動が全国演劇鑑賞団体連絡会議の信用を棄損し、その業務に支障を来す事態に発展していることをお知らせしました。有馬勇氏としては、貴殿らにおいて、事実経過を正確に把握していただき、善処されることを期待して、前記の申し入れに及んだものです。

そうしたところ、「しのだづま考」応援団事務局長を名乗る清原ふみ子氏を差出人とする2014年12月5日付の文書が当職の事務所に郵送されてきました。この文書は、当方（有馬勇氏およびその弁護士）に対し、唐突にも、公開討論会の開催を呼びかけています。

しかし、第一に、清原ふみ子氏の文書にある公開討論会は、有馬勇氏が差別発言を行ったと決めつけて、議論の前提とするものですが、当方は、差別発言など行っていないことについて、申し入れ書（2014年9月1日付）及び添付資料において、十分に説明を尽くしており、これ以上討論すべきことはありません。

第二に、公開討論会なるものは、意見の異なるテーマについて、双方の意見をたかかわせ、聴衆に意見を披露し、その賛同を得ることを競うものですが、本件のように一方的に「差別発言を行った」と断定され、「傍観者は加害者だ」などと主張する側からの「公開討論」申し入れは不適切で、社会常識に反するものではないでしょうか。

したがって、当方は、このような公開討論会に応じる義務も意思もありませんので、その旨を明言しておくことにします。

最後に、有馬勇氏の申し入れ書（2014年9月1日付）は、演劇の発展を含め、社会的にも多方面でご活躍されている貴殿らに信頼を寄せて、事実を正確に把握して頂けたならば、応援団の行動についても善処して頂けると信じ、応援団の代表と呼びかけ人の皆様に対し個々に申し入れを行ったものであります。したがって、本

書面についても、清原ふみ子氏ではなく、貴殿ら個々に宛てて、発送するものと
します。

敬具

□添付資料

- ・ 清原ふみ子氏を差出人とする2014年12月5日付の文書
- ・ 「公開討論会をしましょう！」と題するピラ